京都市里道管理条例の一部を改正する条例(令和6年3月29日京都市条例第 68号) (建設局土木管理部道路河川管理課)

里道の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。 占用料の額の改定

		物	件	単位	占 用 料			
占	用				改工	E 前	改工	E 後
					市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、灯、郵箱に類ができません。電線、銀光のでは、単独では、出他に工類を関する。	電柱及びその支柱類		1本につき1年	円 3,800	円 470	円 4,600	円 450	
	電話柱及びその支柱類			2, 200	270	2,600	260	
	その他の柱類			220	27	260	26	
	線類	共架電線その るもの	他上空に設け	長さ1メートル	22	3	26	据置き
		地下電線そのけるもの	の他地下に設	につき1年	13	2	16	据置き
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,800	230	2, 200	220	
	その他のもの			占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	4, 400	540	5, 300	530
ガ水で、下、水水では、下、こ類はいいでは、		外径が 0.07 のもの	メートル未満	長さ1メートル につき1年	92	11	110	据置き
		外径が 0.07 0.1メートル	メートル以上 未満のもの		130	16	160	据置き
		外径が 0.1 0.15 メート/	メートル以上 レ未満のもの		200	24	240	据置き
		外径が 0.15 0.2 メートル	メートル以上 未満のもの		260	33	320	32
	管 路	外径が 0.2 0.3メートル	メートル以上 未満のもの		400	49	480	47
		外径が 0.3 0.4メートル	メートル以上 未満のもの		530	65	640	60
		外径が 0.4 0.7メートル	メートル以上 未満のもの		920	110	1, 100	据置き
		外径が 0.7 メ メートル未満	ートル以上1 前のもの		1, 300	160	1,600	据置き
		外径が 1 メ もの	ートル以上の		2, 100	260	2, 500	250
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1, 300	160	1,600	据置き	

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 68号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中

を

Γ

円	円
4, 600	450
2, 600	260
260	26
26	3
16	2
2, 200	220
5, 300	530

に改め、同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

Γ

Γ			Γ			
	92	11		110	11	
	130	16		160	16	
	200	24		240	24	
	260	33	を	320	32	
	400	49		480	47	1 テコ ム・ ム フ
	530	65		640	60	に改める。
	920	110		1, 100	110	
	1, 300	160		1,600	160	
	2, 100	260		2, 500	250	
	1, 300	160		1,600	160	
			<u>-</u> 			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市里道管理条例(以下「改正後の条例」という。)の規定 は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適 用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係 る占用料については、なお従前の例による。

(令和6年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前の京都市 里道管理条例(以下「改正前の条例」という。)第12条第1項又は第4項の規定による 許可を受けている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和6年度の 占用料の額が、改正前の条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定し た同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る 同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)